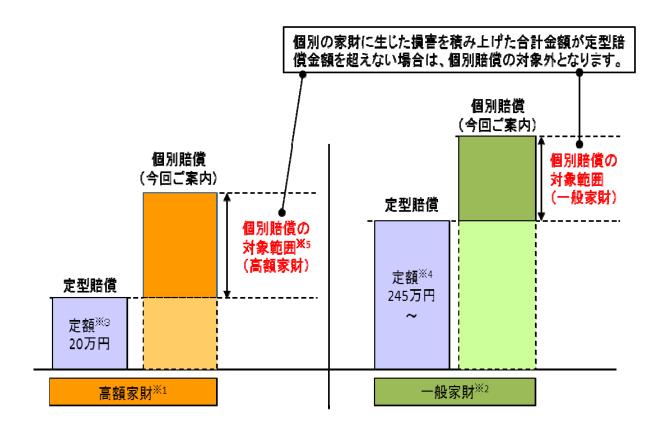
定型賠償と個別賠償の位置付け

家財個別賠償では、個別の家財に生じた損害を積み上げた合計金額が定型賠償時にお支払いした金額を超える場合に、超過した金額をお支払いいたします。



- 1 高額家財:一品あたりの購入金額が30万円(税込)以上の家財
- 2 一般家財:一品あたりの購入金額が30万円(税込)未満の家財
- 3 高額家財につきましては、定型賠償において、修理・清掃費用相当額として 1世帯あたり20万円を定額にてお支払いしております。なお、定型賠償時に 高額家財をご請求されていない方も、今回の個別賠償をご請求いただけます。
- 4 一般家財につきましては、定型賠償において、世帯人数・家族構成に応じて設定した定額をお支払いしております。
- 5 仏壇賠償に合意されている場合は、仏壇の賠償金額を精算させていただきま す。

以上